

# 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の 条例等骨子案

藤沢市 子ども青少年部  
子ども青少年育成課・保育課

平成26年5月

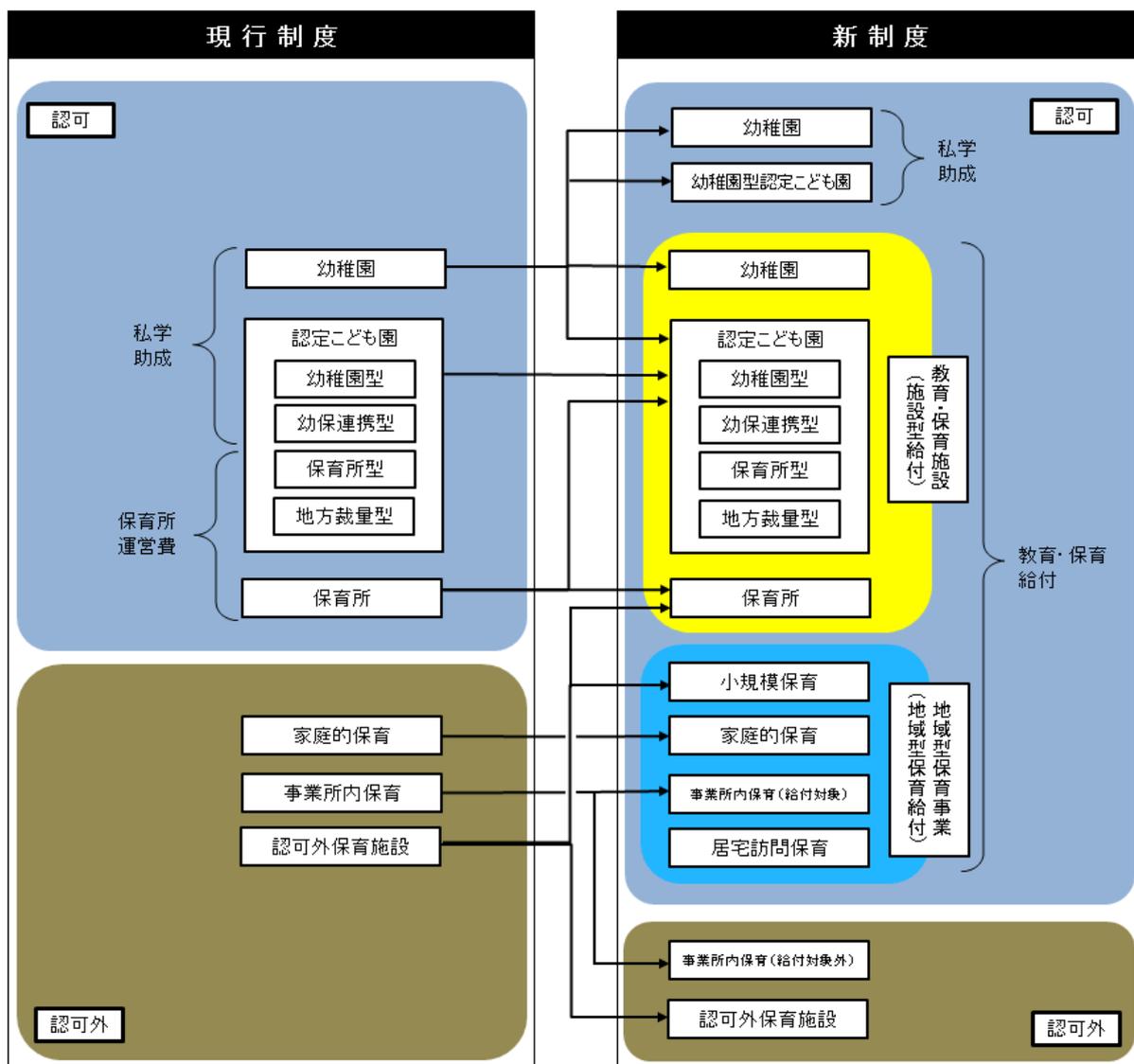
## 1. はじめに

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消及び地域保育の支援による保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートする予定です。

新制度では、市町村が実施主体として、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子育て支援を総合的に取り組むこととなります。これに伴い市町村は、新制度への円滑な移行ができるよう条例等を制定するなど様々な準備をしていくこととなります。

## 2. 新制度のバリエーションとポイント

### ◆現行制度から新制度移行に伴う施設・事業の主なバリエーション



※一部の幼稚園、事業所内保育所等は、新制度に移行しない場合があります。

●子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

施設・事業の類型		認可（認定）主体	確認主体	給付
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	都道府県 指定都市・中核市	市町村	市町村
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県		
	幼稚園 ※注	都道府県		
	保育所	都道府県 指定都市・中核市		
地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	①家庭的保育事業 ※5人以下、0～2歳児	市町村	市町村	
	②小規模保育事業 ※6人以上19人以下、0～2歳児			
	③事業所内保育事業 ※従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）			
	④居宅訪問型保育事業 ※0～2歳児			
放課後児童健全育成事業		市町村への届け出	—	市町村

※注 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記に含まない。

◆新制度の主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけます。

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

※「認定こども園」・・・幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、地域の子育て支援も行います。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類があります。

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

### 3. 条例等で定める基準

本市で予定している条例等制定における基準は、次のとおりです。

- (1) 支給認定に関する基準
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

条例等の制定にあたっては、平成26年4月30日付けで公布された子ども・子育て関連3法に係る府省令のほか、府省令が公布されていないものについては、平成26年1月24日に実施された地方自治体担当者向け説明会において示された資料（以下「国の示す基準」という。）に基づき、本市の基準を定めていくこととなります。

また、府省令で定める規定については、次の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市町村が地域の実情に応じて基準を定めることとなります。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	十分参酌した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準

### 4. 本市の基準策定の考え方

本市の基準の策定にあたっては、新制度に移行する本市の施設及び事業等のうち、現状の本市の設備及び運営等の基準が国の示す基準より高く設定している場合には、質の確保の観点から、現状の本市の基準を維持することを基本として定めることとします。

また、本市の事業等が国の示す基準の範囲内において運営されているなど、現状において運営上の支障が見当たらないものについては、国の示す基準を基本とします。

なお、国の示す基準については、現在も国の子ども・子育て会議等において議論されているものがありますので、今後の国の動向によっては、内容に変更が生じる可能性があります。

### 5. 本市の基準（案）の説明

#### (1) 支給認定に関する基準

（子ども・子育て支援法：第20条第1項、第2項、第3項及び第4項）

新制度では、施設等の利用を希望する保護者に、利用のための認定を市町村から受けていただき、児童の年齢や保護者の状況に応じて3つに区分することとなります。そのうち、保護者が保育所等の保育施設の利用を希望する場合は、保護者は市町村に対して保育の必要性の認定に係る申請を行い、それを受けた市町村が保育の必要量を認定し、認定証を交付します。

## ◆支給認定制度の類型

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分 (子ども・子育て支援法19条1項)	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	—	—
	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園

保育の必要性の認定にあたって、国では次に掲げる内容について、今後、府省令にて基準を示すこととされています。

- 事由：保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由
- 区分：保育標準時間認定または保育短時間認定の区分

また、認定基準は、現行の制度や各市町村における運用の実態等を勘案することや、現行制度で保育所に入所できている子どもが、新制度移行によって、ただちに退所させられるようなことがないよう留意が必要とされています。

加えて、子ども・子育て支援法では、子どものための教育・保育給付に係る調査に応じない者や認定証の提出または返還に応じない者に対して、市町村が条例において過料を科す規定を設けることができるとされています。

これらを踏まえ、現時点の国で検討している基準に基づく本市の支給認定に関する基準の考え方は、「支給認定に関する基準の制定に対する考え方」(別表1)のとおりです。

## (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(子ども・子育て支援法：第34条第2項、第3項及び第46条第2項、第3項)

施設型給付及び地域型給付を受けようとする教育・保育施設や地域型保育事業者は、市町村に対して申請を行い、市町村はその申請が給付の対象となることを確認した上で、給付をすることになります。

この給付は、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可を受けていることのほか、子ども・子育て支援法により、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが条件となります。

府省令に基づく本市の運営に関する基準の条例における考え方は「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例の制定に対する考え方」(別表2)のとおりです。

## (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(児童福祉法：第34条の16第1項)

子どもの成長を支援しながら、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、様々な場所で展開される質の確保された保育を提供する事業については、市町村の認可による地域型保育事業として、次に掲げる事業が児童福祉法に位置づけられます。この認可基準は、児童福祉法により、市町村が条例として制定することと定められております。

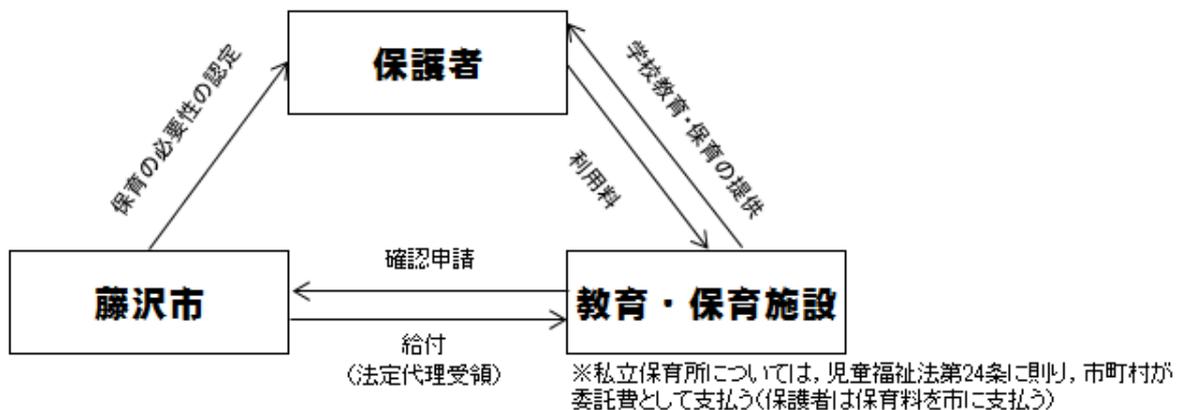
## ◆地域型保育事業

分類	実施主体	主な内容
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施（定員5人以下）。
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施（定員6人～19人）。 ※規模等に応じて3つに細分化される。 ・A型：保育所分園に近いもの ・B型：A型とB型の中間的なもの ・C型：家庭的保育に近いもの
事業所内保育事業	事業主等	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。
居室訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	住み慣れた居室において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

府省令に基づく本市の家庭的保育事業等に関する基準の条例における考え方は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例の制定に対する考え方」（別表3）のとおりです。

〔参考〕

教育・保育給付の実施主体である本市は、利用者や教育・保育施設と下記の関係にあります。保護者の申請を受けた市町村が支給認定（子どもの年齢や保育の必要性により1号～3号の3区分による認定）した上で、子どもが利用する教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して給付費（委託費）を支払います。



### （４）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（児童福祉法：第34条8の2第1項）

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を行う事業者が遵守すべき基準となるものです。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に児童館等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

府省令に基づく本市の運営に関する基準の条例における考え方は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の制定に対する考え方」（別表4）のとおりです。

## 6. 条例等の制定に関する意見募集

子ども・子育て支援新制度において本市が条例等で定める基準について、市民のみなさまの意見を募集します。今後、みなさまからお寄せいただいた意見を考慮し、さらに基準の検討を進め、藤沢市議会に提出する予定です。

また、みなさまからお寄せいただいたご意見などの概要については、それらに対する藤沢市の考え方と併せて、平成26年8月を予定にホームページなどで公表します。

### (1) 募集期間

平成26年6月16日（月）から平成26年7月15日（火）まで《必着》

### (2) 提出できる方

- ・藤沢市に住所を有する方
- ・藤沢市に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・藤沢市に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・藤沢市に存する学校に在学する方
- ・その他、利害関係にある方

### (3) 提出方法

- ①支給認定に関する基準（案）
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- ③家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準（案）

#### ◆ 郵送または持参の場合

「意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送または持参してください。

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所 子ども青少年部 保育課新制度準備担当あて

#### 【受付時間】

8時30分から17時15分まで（土曜日・日曜日、国民の祝日を除きます。）

#### ◆ ファックスの場合

「意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課新制度準備担当あて  
FAX：0466（50）8416

#### ◆ ホームページからの場合

下記 URL の「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

ホームページアドレス：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/>

④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

<p><b>◆ 郵送または持参の場合</b></p> <p>「意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送または持参してください。</p> <p>〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1</p> <p>藤沢市役所 子ども青少年部 子ども青少年育成課青少年育成担当あて</p> <p>【受付時間】</p> <p>8時30分から17時15分まで（土曜日・日曜日、国民の祝日を除きます。）</p>
<p><b>◆ ファックスの場合</b></p> <p>「意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。</p> <p>藤沢市役所 子ども青少年部 子ども青少年育成課青少年育成担当あて</p> <p>FAX：0466（22）1136</p>
<p><b>◆ ホームページからの場合</b></p> <p>下記URLの「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。</p> <p>ホームページアドレス：<a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seishonen/">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seishonen/</a></p>

（４）ご意見等への対応

- ・電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。ただし、障がいのある方で、上記の方法によることが困難な方につきましては、電話等による対応を行いますので、下記問い合わせ先にお問い合わせください。
- ・ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見をより有意義なものとするため、ご意見の提出にあたりましては、氏名及び住所等をご記入ください。ご意見の概要を公表する際には、氏名及び住所は公表いたしません。
- ・氏名及び住所等の個人情報については、藤沢市個人情報保護条例の規定に基づき、厳正に取扱います。

（５）お問い合わせ先

<p>①支給認定に関する基準（案）</p> <p>②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）</p> <p>③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）</p>	<p>保育課新制度準備担当</p> <p>電 話 0466（50）3526</p> <p>メール</p> <p><a href="mailto:hoiku@city.fujisawa.kanagawa.jp">hoiku@city.fujisawa.kanagawa.jp</a></p>
<p>④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）</p>	<p>子ども青少年育成課青少年育成担当</p> <p>電 話 0466（50）3562</p> <p>メール</p> <p><a href="mailto:kodomo-se@city.fujisawa.kanagawa.jp">kodomo-se@city.fujisawa.kanagawa.jp</a></p>

## 【参考】

- ・本資料閲覧場所

子ども青少年育成課，保育課，市役所新館受付案内，市政情報コーナー，各市民センター・公民館で配布します。また，本市のホームページからもご覧いただけます。

- ・内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度」

(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)

支給認定に関する基準の制定に関する考え方（別表1）

	国が示す基準	藤沢市が定める基準（案）
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者（主に両親）のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当し、児童に対する保育が必要と認められる場合。</p> <p>(1) 就労                      ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な就労は除く）                      ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</p> <p>(2) 妊娠、出産                      (3) 疾病、障がい                      (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護                      (5) 災害復旧                      (6) 求職活動（起業準備を含む）                      (7) 就学                      (8) 虐待やDVのおそれがある                      (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること                      (10) その他、上記の類する状態として市が認める場合</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
区分（保育の必要量）	<p>主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した大括りな2区分の保育認定を行う。</p> <p>(1) 保育標準時間                      ・平均275時間／月（212時間超292時間以下）                      ・1日11時間までの利用に対応するもの                      ・就労に係る下限は、1週30時間程度</p> <p>(2) 保育短時間                      ・平均200時間／月（最大212時間）                      ・1日8時間までの利用に対応するもの                      ・就労に係る下限は、一時預かり事業で対応可能な短時間就労を除く1月48時間以上64時間以下の範囲で、市が地域の就労実態等を考慮して定める</p> <p>※「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」等については、保育標準時間とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p> <p>※保育短時間の下限は1月64時間とする</p>

過料について

子ども・子育て支援法87条2項・3項の規定により、市町村が条例により過料を科すことができるとされています。本市においては支給認定に関する基準の制定と合わせて、支給認定に関する過料の規定を条例化することを検討しています。

過料の対象となるもの	過料の対象となる行為	過料の金額
子どもの保護者、子どもの属する世帯主・世帯に属する者等	・報告若しくは物件の提出若しくは掲示をせず、若しくは虚偽の報告及び物件提出等をした場合	10万円以下
支給認定を受けた保護者	・支給認定変更に係る支給認定証の提出または返還の拒否 ・支給認定取消しに係る支給認定証の返還の拒否	



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例の制定に対する考え方(別表2)

表中の(従)は従うべき基準、(参)は参酌すべき基準とする。

		国の示す基準		藤沢市が定める基準(案)	
利用定員に関する基準(従)	特定教育・保育施設	利用定員	年齢による定員設定	国の示す基準のとおり	
		認定こども園	20人以上		①② ③④
	幼稚園		①		
	保育所	20人以上	②③ ④		
	特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下		③④
		小規模保育A・B型	6人以上 19人以下		③④
		小規模保育C型	6人以上 10人以下		③④
		居宅訪問型保育	1人		③④
事業所内保育			③④		
①1号認定(3-5歳) ②2号認定(3-5歳) ③3号認定(0歳) ④3号認定(1-2歳)					
運営に関する基準	内容・手続きの説明, 同意 (従)			国の示す基準のとおり	
	教育・保育の提供開始に当たって, 利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い, 同意を得なければならない。				
	内容・手続きの説明方法 (参)			国の示す基準のとおり	
	事前説明については, 利用申込者の承諾を得て, 文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することを可能とする。				
	応諾義務(正当な理由のない場合提供拒否の禁止) (従)			国の示す基準のとおり	
	支給認定保護者から利用申込を受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。				
	※定員を上回った場合				
	1号認定(教育標準時間)	抽選, 先着順, 設置者の理念に基づく選考等, 選考方法を明示した上で行う。			
	2・3号認定(保育認定)	保育の必要性が高いと認められる子どもが, 優先的に利用できるよう選考する。			
	あっせん, 調整及び要請に対する協力 (従)			国の示す基準のとおり	
市町村が子ども・子育て支援法に基づいて行うあっせん等については, できる限り協力しなければならない。					
受給資格の確認 (参)			国の示す基準のとおり		
教育・保育の提供を求められた場合には, 支給認定証(保育の必要量等)の確認を行う。					
支給認定の申請に係る援助 (参)			国の示す基準のとおり		
支給認定申請が行われていない場合には, 申し込みの意思を踏まえて, 速やかに適切な申請がなされるよう援助する。					
心身の状況等の把握 (参)			国の示す基準のとおり		
特定教育・保育施設は, 子どもの心身の状況, 置かれている環境等の把握に努めることとする。					
小学校等との連携 (参)			国の示す基準のとおり		
教育・保育の提供の終了に際して, 小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう, 密接な連携に努める。					

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
運営に関する基準	<p>連携施設の確保 (従) (特定地域型保育事業者のみ)</p>	
	<p>①保育内容に関する支援 ②代替保育 ③卒業後の受け皿の観点から、認定こども園等の連携施設の設定を求める(事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、①②についての内容は不要)。なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>提供の記録 (参)</p>	
	<p>教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>利用者負担額等の受領 (従)</p>	
	<p>施設・事業者は支給認定保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その上で、それ以外に、実費徴収等の上乗せ徴収を受けることができる(あらかじめ額や理由の明記が必要)。 また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>給付費等の額に係る通知等 (参)</p>	
	<p>給付費等の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>取扱方針 (従)</p>	
	<p>教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>教育・保育に関する評価 (参)</p>	
	<p>提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価等を受審し、結果の公表・改善を図るよう努める。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>相談及び援助 (参)</p>	
	<p>子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子どもまたは保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
<p>緊急時等の対応 (参)</p>		
<p>子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	国の示す基準のとおり	
<p>支給認定保護者に関する市町村への通知 (参)</p>		
<p>教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたときは、遅延なく市町村に通知しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり	
<p>運営規程の策定 (参)</p>		
<p>施設の運営について重要事項(施設の目的や運営方針等)に関する規定を定めておかななければならない。</p>	国の示す基準のとおり	
<p>勤務体制の確保等 (参)</p>		
<p>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり	
<p>定員の遵守 (参)</p>		
<p>利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、便宜の提供等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	国の示す基準のとおり	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例の制定に対する考え方(別表2)

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
運営に関する基準	<p>掲示 (参)</p> <p>施設の見やすい場所に、利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>子どもの適切な処遇 (従)</p> <p>①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止</p>	国の示す基準のとおり
	<p>秘密保持等 (従)</p> <p>①職務上知りえた秘密の保持 ②職員(退職者含む)への秘密保持のための必要な措置 ③情報提供が必要な場合の保護者への事前周知, 説明, 同意</p>	国の示す基準のとおり
	<p>情報の提供等 (参)</p> <p>①教育・保育に関する情報提供に努める ②誇大広告等の禁止</p>	国の示す基準のとおり
	<p>利益供与の禁止 (参)</p> <p>施設を紹介すること, 就学前子どもを紹介することの対償として, 金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>苦情処理 (参)</p> <p>①窓口の設置 ②苦情内容の記録 ③市町村が実施する事業等への協力</p>	国の示す基準のとおり
	<p>地域との連携等 (参)</p> <p>施設・事業の運営に当たっては, 地域との交流に努めなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>事故発生の防止、発生時の対応 (従)</p> <p>①事故発生(再発)の防止(指針の整備, 周知体制, 研修の実施) ②事故発生時の速やかな対応(連絡, 記録, 損害賠償等)</p>	国の示す基準のとおり
	<p>会計区分 (参)</p> <p>教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>記録の整備 (参)</p> <p>職員, 設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また, 教育・保育の提供に関する記録については, 5年間保存しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供 (従)</p> <p>施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については, 当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また, 定められた利用定員を超えないものとする。</p>	国の示す基準のとおり
	<p>その他</p> <p>特定保育所に関する特例 (従)</p> <p>特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について, 受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお, 応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。</p> <p>市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は, 正当な理由がない限り, これを拒んではならない。</p>	国の示す基準のとおり

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例の制定に対する考え方(別表2)

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
その他	経過措置 (従)	国の示す基準のとおり
	<p>小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	

過料について

子ども・子育て支援法87条2項の規定により、市町村が条例により過料を科すことができるとされています。本市においては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例に過料の規定を盛り込むことを検討しています。

過料の対象となるもの	過料の対象となる行為	過料の金額
教育保育施設・事業者等	教育・保育の給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告	10万円以下

表中の(従)は従うべき基準, (参)は参酌すべき基準とする。

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)	
総則に関する基準	趣旨等(参)		
	設備運営基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児(基本的に満3歳に満たない児童)が、明るくて衛生的な環境の中、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の示す基準のとおり	
	保育所等との連携(従)		
	家庭的保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	
	居宅訪問型保育事業	一律には求めない。	
	事業所内保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	
	非常災害(参)		
	家庭的保育事業	消火用具・非常口等を設け、毎月避難及び消火訓練をしなければならない。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の一般的要件(参)		
	家庭的保育事業	健全な心身を有し、児童福祉に熱意のある者とする。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	職員の知識及び技能の向上等(参)		
	家庭的保育事業	常に自己研鑽し、知識及び技能の修得、維持向上すること。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準(従)		
	家庭的保育事業	必要に応じ一部の設備及び職員を兼ねることができるが、保育室及び事業所に特有の設備及び保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。	国の示す基準のとおり
	小規模保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
	事業所内保育事業		
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則(従)		
家庭的保育事業	国籍、信条等による差別的取扱をしてはならない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
虐待等の禁止(従)			
家庭的保育事業	暴行、わいせつ行為等の虐待をしてはならない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
懲戒に係る権限の濫用禁止(従)			
家庭的保育事業	身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
衛生管理等(参)			
家庭的保育事業	食器等は衛生的な管理に努め、衛生上、必要な措置を講じなければならない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
食事(従)			
家庭的保育事業	家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
食事の提供の特例(従)			
家庭的保育事業	一定要件を満たした上で連携施設等の搬入施設から食事を提供することも可能だが、加熱・保存する設備を備えなければならない。	国の示す基準のとおり	
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
総則に関する基準	利用乳幼児及び職員の健康診断(参)	国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	居宅訪問型保育事業	
	事業所内保育事業	
	内部規程(参)	国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	居宅訪問型保育事業	
	事業所内保育事業	
	備える帳簿(参)	国の示す基準のとおり
	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	居宅訪問型保育事業	
	事業所内保育事業	
秘密保持(従)	国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業		
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
苦情への対応(参)	国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業		
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
指導及び助言等(参)	国の示す基準のとおり	
家庭的保育事業		
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
家庭的保育に関する基準	設備の基準(従)	国の示す基準のほか、調理設備は保育室と区画すること。
	衛生的な調理設備の設置。	
	設備の基準(参)	国の示す基準に加え、保育を行う専用の部屋は原則1階とし、2方向の避難経路を確保すること。
	乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。	
	保育専用室の面積は9.9㎡以上(3人を超える場合は3.3㎡/人を加える)。	
	採光、照明及び換気の設備を有する。	
	衛生的な便所の設置。	
	同一敷地内の屋外に遊戯等適した広さの庭を有する(付近代替地含む)。	
	庭の面積は満2歳以上児3.3㎡/人以上。	
	火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的実施。	
職員(従)	市は家庭的保育者及び家庭的保育補助者を次のとおりとする。 ・家庭的保育者(他事業の家庭的保育者についても同じ) 実務経験を有し、児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市長が行う研修等を修了した保育士。 保育可能人数は国の示す基準のとおり。 ・家庭的保育補助者(他事業家庭的保育補助者についても同じ) 児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市長が行う研修等を修了した者。 保育可能人数は国の示す基準のとおり。	
家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。		
・家庭的保育者 児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市町村長が行う研修等を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者。 1人が保育可能な乳幼児は3人以下とする。		
・家庭的保育補助者 市町村長が行う研修等を修了した者。 家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。 家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。		

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
家庭的保育に関する基準	保育時間(参) 保育時間は1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり
	保育内容(従) 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	
	保護者との連絡(参) 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。	
	小規模保育事業の区分(従) 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする。	
小規模保育事業A型 小規模保育事業に関する基準	設備の基準(従) 調理設備を設けること。	国の示す基準のほか、調理設備は保育室等と区画すること。
	設備の基準(参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	
	職員(従) 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	国の示す基準のとおり
	保育時間(参) 保育時間は1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり
	保育内容(従) 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり
	保護者との連絡(参) 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。	国の示す基準のとおり
	職員(従) 保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	国の示す基準のほか、市が定める保育士の割合は、保育従事者のうち3/4以上とする。
	保育時間(参) 保育時間は1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり
	保育内容(従) 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり
	保護者との連絡(参) 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。	国の示す基準のとおり
設備の基準(従) 調理設備を設けること。	国の示す基準のほか、調理設備は保育室等と区画すること。	

		国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)	
小規模保育事業に関する基準	小規模保育事業B型	<p>設備の基準(参)</p> <p>乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p>		
	小規模保育事業C型	<p>設備の基準(従)</p> <p>調理設備を設けること。</p>	国の示す基準のほか、調理設備は保育室等と区画すること。	
		<p>設備の基準(参)</p> <p>乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、3.3㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p>	国の示す基準のとおり	
		<p>職員(従)</p> <p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は3人以下とするが、家庭的補助者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。</p>	家庭的保育者及び家庭的保育補助者については、上記で示したとおり。	
		<p>利用定員(従)</p> <p>6人以上10人以下とする。</p>	国の示す基準のとおり	
		<p>保育時間(参)</p> <p>保育時間は1日8時間を原則とする。</p>	国の示す基準のとおり	
		<p>保育内容(従)</p> <p>厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり	
		<p>保護者との連絡(参)</p> <p>利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。</p>	国の示す基準のとおり	
		居宅訪問型保育事業に関する基準	<p>居宅訪問型保育事業(従)</p> <p>居宅訪問型保育事業は障がい・疾病等の程度を勘案して集団保育が困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供する。</p>	国の示す基準のとおり
			<p>設備及び備品(参)</p> <p>必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、設備及び備品等を備えなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
			<p>職員(従)</p> <p>家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は1人とする。</p>	国の示す基準に加え、家庭的保育者については、上記で示したとおり。
			<p>居宅訪問型保育連携施設(従)</p> <p>障がい・疾病等の事由により保育を行う場合は、その状態に応じ専門的な支援等が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
			<p>保育時間(参)</p> <p>保育時間は1日8時間を原則とする。</p>	国の示す基準のとおり
			<p>保育内容(従)</p> <p>厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。</p>	国の示す基準のとおり
<p>保護者との連絡(参)</p> <p>利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。</p>	国の示す基準のとおり			

	国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)																										
	利用定員の設定(参) 左欄の利用定員区分に応じ、右欄の乳幼児数を踏まえて市町村が設定する。	国の示す基準のとおり																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳幼児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>		利用定員数	その他の乳幼児数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人
	利用定員数		その他の乳幼児数																									
	1人～5人		1人																									
	6人～7人		2人																									
	8人～10人		3人																									
	11人～15人		4人																									
	16人～20人		5人																									
	21人～25人		6人																									
	26人～30人		7人																									
31人～40人	10人																											
41人～50人	12人																											
51人～60人	15人																											
61人～70人	20人																											
71人以上	20人																											
設備の基準(従) 調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場含む)を設けること。	国の示す基準のほか、調理室は保育室等と区画すること。																											
設備の基準(参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、医務室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室の面積は、1.65㎡/人以上、ほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。	国の示す基準のとおり																											
職員(従) 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は、次に定める数の合計数以上とし、2人を下回ることができない。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	国の示す基準のとおり																											
連携施設に関する特例(従) 連携施設の確保に当たって、集団保育の体験等の連携協力を要しない。	国の示す基準のとおり																											
保育時間(参) 保育時間は1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり																											
保育内容(従) 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり																											
保護者との連絡(参) 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。	国の示す基準のとおり																											
事業所内保育事業に関する基準	職員(従) 保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	国の示す基準のとおり																										
	保育時間(参) 保育時間は1日8時間を原則とする。	国の示す基準のとおり																										
	保育内容(従) 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。	国の示す基準のとおり																										
	保護者との連絡(参) 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得よう努める。	国の示す基準のとおり																										
	小規模型(定員19人以下に限る)																											

		国の示す基準	藤沢市が定める基準(案)
事業所内保育事業に関する基準	小規模型(定員19人以下に限る)	<p>設備の基準(従)</p> <p>調理設備(事業主が事業場に附属して設置する炊事場含む)を設けること。</p>	国の示す基準のほか、調理室は保育室等と区画すること。
		<p>設備の基準(参)</p> <p>乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。                      乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上。                      満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。                      保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上。                      屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上。                      保育室または遊戯室には必要な用具を備える。                      保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p>	
経過措置に関する基準		<p>食事の提供の経過措置(従)</p> <p>この省令の施行の日の前日において児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日まで、調理員及び調理設備等の規定は、適用しないことができる。</p>	国の示す基準のとおり
		<p>連携施設に関する経過措置(従)</p> <p>家庭的保育事業者等は連携施設の確保が著しく困難等による場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる</p>	国の示す基準のとおり
		<p>小規模保育事業B型に関する経過措置(従)</p> <p>家庭的保育者または家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。</p>	国の示す基準のとおり
		<p>利用定員に関する経過措置(従)</p> <p>小規模保育施設C型にあっては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	国の示す基準のとおり

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の制定に対する考え方（別表4）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準です。

項目	国の示す基準	藤沢市が定める基準（案）
従事する者（従）	<p>指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（児童の遊びを指導する者）であって、都道府県知事の行う研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>・教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者</li> </ul> <p>経過措置</p> <p>放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
職員数（従）	<p>指導員は、2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
施設・設備（参）	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり。</p> <p>ただし、経過措置を定める。</p> <p>※1</p>
開所日数（参）	<p>開所日数は、年間250日以上とする。</p> <p>開所時間は、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、1日につき平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
児童の集団の規模	<p>児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。</p> <p>※児童数がおおむね40人を超えるクラブは、複数の集団に分</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>

(参)	けて対応するよう努める。	※2
その他 (参)	設備、食器又は飲用水等の衛生管理，感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止，緊急時等における対応方法，非常災害対策，虐待防止措置，秘密の保持，保護者及び小学校等との密接な連携等について定める。	国の示す基準のとおり

※1 専用面積の基準については、現在事業を行っているクラブにおいて、専用面積と入所を希望する児童数との関係においてやむを得ず入所を認めることにより基準を達成できない場合においては、施設整備及び事業計画を定め適正な計画と認められるときは、整備の期間中に限り緩和措置の規定を定める。

※2 各児童クラブの定員設定については、各クラブでの出席率等を考慮し、個別に定め運用を行うこととする。

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

## ■国の手引きに基づく「量の見込み」算出方法

## ①藤沢市将来人口推計を使用

各年齢人口推計

	基準人口		推計人口			
	2010 平成22年	2015 平成27年	2016 平成28年	2017 平成29年	2018 平成30年	2019 平成31年
0歳	3,630	3,218	3,061	3,021	2,974	2,932
1歳	3,605	3,311	3,237	3,095	3,056	3,004
2歳	3,686	3,416	3,312	3,251	3,108	3,066
3歳	3,776	3,519	3,420	3,324	3,262	3,117
4歳	3,635	3,599	3,504	3,411	3,316	3,252
5歳	3,697	3,665	3,625	3,534	3,441	3,343
6歳	3,851	3,624	3,667	3,633	3,542	3,447
7歳	3,879	3,726	3,648	3,696	3,661	3,567
8歳	3,843	3,816	3,727	3,654	3,701	3,665
9歳	3,807	3,689	3,815	3,729	3,657	3,702
10歳	3,884	3,741	3,703	3,834	3,747	3,673
11歳	3,832	3,899	3,747	3,713	3,844	3,756
12歳	3,881	3,899	3,896	3,748	3,714	3,843
13歳	3,858	3,864	3,902	3,900	3,753	3,719
14歳	3,769	3,844	3,881	3,921	3,920	3,770
合計	56,633	54,830	54,145	53,464	52,696	51,856
前年比	-	-	98.8%	98.7%	98.6%	98.4%
0歳～4歳	18,332	17,063	16,534	16,102	15,716	15,371
5歳～9歳	19,077	18,520	18,482	18,246	18,002	17,724
10歳～14歳	19,224	19,247	19,129	19,116	18,978	18,761

## ②家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（月120時間＋月下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上＋月下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

※量の見込みを算出するためには、潜在的家庭類型を使用する。

## 現状の家庭類型

	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF
0歳～就学前	4.0%	22.8%	6.6%	7.1%	50.7%	0.1%	0.0%	0.2%
0歳	2.3%	31.9%	5.3%	2.3%	52.0%	0.3%	-	0.1%
1・2歳	3.3%	24.1%	6.8%	5.1%	52.3%	-	-	0.1%
3歳以上	5.4%	16.9%	7.3%	11.1%	49.1%	0.1%	0.1%	0.2%



## 潜在的な家庭類型＜下限時間64時間＞

	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF
0歳～就学前	4.0%	25.5%	8.1%	11.3%	42.3%	0.1%	0.0%	0.2%
0歳	2.3%	35.9%	8.6%	4.8%	42.2%	0.3%	-	0.1%
1・2歳	3.3%	27.9%	10.2%	6.1%	44.1%	-	-	0.1%
3歳以上	5.4%	18.4%	7.5%	17.3%	41.2%	0.1%	0.1%	0.2%

## 潜在的な家庭類型＜下限時間48時間＞

	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF
0歳～就学前	4.0%	25.5%	9.4%	10.0%	42.3%	0.1%	0.0%	0.2%
0歳	2.3%	35.9%	9.8%	3.7%	42.2%	0.3%	-	0.1%
1・2歳	3.3%	27.9%	10.2%	6.1%	44.1%	-	-	0.1%
3歳以上	5.4%	18.4%	8.7%	16.1%	41.2%	0.1%	0.1%	0.2%

潜在的家庭類型とは…母親の今後の就労意向により、分類される家庭類型。

※母親の就労意向により、現在の家庭類型から該当する家庭類型へ移動させる。

&lt;例&gt;

・母親が無業からフルタイムへの意向がある場合（父：フルタイム）

→現在のタイプDから除き、タイプBへ加える。

③需要調査の結果から家庭類型ごとの利用意向率を算出。

④推計児童数と各家庭類型の割合から家庭類型別児童数を算出。

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数（人）」

⑤利用意向率と家庭類型別児童数から量の見込みを算出。

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

### <例>幼稚園（H27年度の下限時間64時間の算出式）

3歳～就学前家庭のみ（上記①の3歳児から5歳児の合計）

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家族類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親	10,783	0.060	643
タイプB フルタイム×フルタイム		0.204	2,197
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		0.084	902
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		0.192	2,072
タイプD 専業主婦(夫)		0.457	4,931
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		0.001	10
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		0.001	10
タイプF 無業×無業		0.002	19

<ニーズ量の算出>

	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	643	0.388	249
タイプB フルタイム×フルタイム	2,197	0.109	239
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	902	0.160	144
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	2,072	0.764	1,583
タイプD 専業主婦(夫)	4,931	0.792	3,905
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	10	0.000	0
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	10	1.000	10
タイプF 無業×無業	19	0.500	10
			6,141

## ■ 保育（認定こども園及び保育所+地域型保育）

<調査票：問26/報告書：P57～P72>

地域型保育事業とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のこと。

(単位：人)

下限時間※	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
64時間	0歳	1,420	1,350	1,333	1,312	1,293
	1・2歳	2,529	2,462	2,386	2,317	2,282
	3歳以上	2,792	2,732	2,659	2,595	2,515
計		6,741	6,544	6,378	6,224	6,090
48時間	0歳	1,459	1,388	1,370	1,349	1,330
	1・2歳	2,631	2,562	2,482	2,411	2,374
	3歳以上	2,879	2,816	2,742	2,675	2,593
計		6,969	6,766	6,594	6,435	6,297

※市町村が保育の必要性の認定にかかる就労時間の下限時間を月48時間から64時間の間で定める

### 【参考】H25.4.1 入所人数（市内在住）

(単位：人)

	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	合計
認定こども園	0	0	0	0
認可保育所（46園）	396	1,519	2,868	4,783
認定保育施設（8か所）	15	170	101	286
藤沢型認定保育施設（6か所）	7	101	29	137
小規模保育施設	0	0	0	0
家庭的保育（3か所）	0	11	0	11
居宅訪問型保育	0	0	0	0
計	418	1,801	2,998	5,217

■ 幼稚園<調査票：問26/報告書：P57~P72> (単位：人)

下限時間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
64時間	6,141	6,007	5,848	5,705	5,531
48時間	6,112	5,979	5,820	5,679	5,504

【参考】 H25.5.1 (単位：人)

	市内園児数
幼稚園(35園)	6,507

■ 時間外保育事業(延長保育)<調査票：問26/報告書：P57~P72> (単位：人)

下限時間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
64時間	5,430	5,281	5,144	5,019	4,903
48時間	5,525	5,373	5,233	5,106	4,988

【参考】 H25年度実績

	人数
時間外保育(延長保育)	2,287

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

<調査票：問22・問26・問42・問44/報告書：P38~P51・P57~P72・P99~P100・P102~P104> (単位：人日)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
44,062	43,106	41,962	40,940	39,685

【参考】 H25年度実績

	利用延べ人数
幼稚園における預かり保育	54,059

■ 不定期の保育事業や一時預かり等(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

<調査票：問44/報告書：P102~P104> (単位：人日)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
144,816	140,602	136,977	133,632	130,827

【参考】 H25年度実績

	利用延べ人数		利用延べ人数
一時預かり(保育所)	26,018	ショートステイ(1か所)	116
ファミリー・サポート・センター事業	9,675	トワイライトステイ(2か所)	203
認可外保育施設	不明	ベビーシッター	不明
計			36,012

■ 病児・病児後保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児利用)

<調査票：問35・問36/報告書：P90~P92> (単位：人日)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
26,418	25,693	25,027	24,416	23,852

【参考】 H25年度実績

	利用延べ人数
病後児保育事業(3か所)	1,055
ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児利用)	163
ベビーシッター	不明
計	1,218

※希望する事業形態は、「小児科や医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が80.1%、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が62.3%、「ファミリー・サポート・センター事業等」が20.6%となっている。

### ■ 地域子育て支援拠点事業

<調査票：問28・問29/報告書：P76～P79>

(単位：人回)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
236,976 (19,748)	228,996 (19,083)	223,200 (18,600)	217,740 (18,145)	214,500 (17,875)

( )内は月の見込み量

#### 【参考】H25年度実績

	利用延べ人数
子育て支援センター(3か所)	60,009人(27,621組)
つどいの広場(4か所)	21,336人(9,726組)
巡回子育てひろば(6か所)	3,953人(1,824組)
子育てふれあいコーナー 「あいあい(21か所)」 「きらきらぼし」	3,658人

### ■ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

<調査票：問46/報告書：P106～P108>

(単位：人日)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,027	999	973	949	927

#### 【参考】H25年度実績

	利用延べ人数
ショートステイ(1か所)	116

### ■ 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

<調査票：問48・問49/報告書：P110～P113>

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年(1～3年)	2,941	2,908	2,893	2,872	2,813
高学年(4～6年)	1,996	1,985	1,986	1,982	1,961
計	4,937	4,893	4,879	4,854	4,774

#### 【参考】H26.4.1

(単位：人)

	定員
児童クラブ	3,018

### ■ ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

<調査票：問48・問49/報告書：P110～P113>

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年(1～3年)	8,477	8,383	8,338	8,278	8,107
高学年(4～6年)	2,950	2,933	2,936	2,929	2,898
計	11,427	11,316	11,274	11,207	11,005

#### 【参考】H25年度実績

	利用延べ人数
ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	3,079

## 市内認可保育所の現状（市内在住のみ）

（H25.4.1現在）

地区名	園名	定員		年齢						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
片瀬	〈法人立〉 富士見	143	入所数	12	20	24	27	30	29	142
			待機児童数	0	2	1	4	0	0	7
鷗沼	〈公立〉 藤沢	180	入所数	15	30	29	37	43	41	195
			待機児童数	2	2	8	6	1	0	19
	鷗沼	110	入所数	9	14	18	20	26	20	107
			待機児童数	0	3	4	1	0	0	8
	浜見	120	入所数	9	15	18	25	28	30	125
			待機児童数	0	2	4	0	0	0	6
	〈法人立〉 二葉	120	入所数	9	18	21	22	22	26	118
			待機児童数	0	0	4	2	0	0	6
	キティ鷗沼・藤沢	118	入所数	12	15	18	20	26	27	118
			待機児童数	2	5	6	6	0	0	19
	キティ鷗沼・藤沢 （分園）	24	入所数	6	6	6	6	—	—	24
			待機児童数	0	1	0	1	—	—	2
	石上	60	入所数	7	8	11	12	13	12	63
			待機児童数	0	1	2	2	0	0	5
村岡	〈公立〉 柄沢	120	入所数	6	15	18	20	23	23	105
			待機児童数	0	2	0	0	2	0	4
	〈法人立〉 村岡	120	入所数	9	18	21	23	24	24	119
			待機児童数	0	2	1	1	0	0	4
	高谷	128	入所数	11	19	23	20	24	23	120
			待機児童数	0	2	1	1	1	0	5
	湘南ひばり	140	入所数	15	20	23	26	26	15	125
			待機児童数	0	2	3	1	0	0	6
藤沢	〈公立〉 藤が岡	120	入所数	6	14	15	18	23	23	99
			待機児童数	0	5	3	2	1	0	11
	〈法人立〉 神明	120	入所数	12	15	18	24	26	25	120
			待機児童数	0	4	1	3	2	0	10
	神明分園	29	入所数	5	10	11	—	—	—	26
			待機児童数	0	0	0	—	—	—	0
	白旗	120	入所数	9	15	20	21	24	25	114
			待機児童数	0	4	1	2	0	0	7
	藤沢ベビーセンター	41	入所数	10	11	11	10	—	—	42
			待機児童数	1	1	0	0	—	—	2

地区名	園名	定員		年齢						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
辻堂	〈公立〉 高砂	90	入所数	6	10	12	17	20	23	88
			待機児童数	0	4	2	2	2	1	11
	〈法人立〉 わかたけ	90	入所数	1	13	15	12	15	17	73
			待機児童数	0	1	0	0	0	0	1
	アワーキッズ辻堂	90	入所数	12	15	15	16	13	1	72
			待機児童数	0	9	4	0	1	0	14
明治	〈公立〉 辻堂	180	入所数	14	23	28	35	35	35	170
			待機児童数	0	10	2	1	0	0	13
	明治	90	入所数	6	10	11	17	20	18	82
			待機児童数	0	1	1	1	0	0	3
	高山	120	入所数	9	15	18	23	25	28	118
			待機児童数	0	4	3	1	1	0	9
	〈法人立〉 キディ湘南C-X	230	入所数	23	32	39	42	44	39	219
			待機児童数	0	11	5	1	1	0	18
善行	〈公立〉 善行	120	入所数	—	—	—	34	37	41	112
			待機児童数	—	—	—	2	0	0	2
	善行乳児	60	入所数	12	24	29	—	—	—	65
			待機児童数	0	5	0	—	—	—	5
	あずま	120	入所数	3	10	16	20	22	22	93
			待機児童数	0	0	0	1	0	0	1
	〈法人立〉 グリーンキッズ湘南	140	入所数	15	19	24	27	26	27	138
			待機児童数	0	4	0	0	0	0	4
六会	〈公立〉 またの	120	入所数	3	10	17	20	20	18	88
			待機児童数	0	0	0	0	0	1	1
	〈法人立〉 六会	114	入所数	9	15	18	21	23	26	112
			待機児童数	0	3	0	1	0	0	4
	亀井野	120	入所数	9	15	18	20	25	26	113
			待機児童数	0	3	2	0	0	0	5
五反田分園	97	入所数	5	12	17	19	19	20	92	
		待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	
湘南大庭	〈公立〉 小系	120	入所数	8	14	16	21	29	25	113
			待機児童数	0	1	1	0	0	0	2
	〈法人立〉 大庭	125	入所数	11	18	24	26	26	25	130
			待機児童数	0	5	0	1	1	0	7
	五反田	150	入所数	12	24	27	28	27	27	145
			待機児童数	0	1	0	0	1	0	2

地区名	園名	定員		年齢							
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
遠藤	〈法人立〉 遠藤	114	入所数	8	14	18	22	22	25	109	
			待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	
湘南台	〈公立〉 湘南台	120	入所数	8	18	18	23	25	25	117	
			待機児童数	0	5	2	2	1	1	11	
	しぶやがはら	120	入所数	7	15	18	20	22	25	107	
			待機児童数	0	0	1	0	1	0	2	
	〈法人立〉 ときわぎ	150	入所数	14	30	30	25	24	24	147	
			待機児童数	0	6	2	3	0	0	11	
	すくすく	60	入所数	5	10	14	13	14	14	70	
			待機児童数	0	3	1	1	0	0	5	
	小さなほし	60	入所数	8	11	12	12	12	12	67	
			待機児童数	0	6	1	3	1	0	11	
長後	〈法人立〉 神愛	120	入所数	9	15	20	24	26	26	120	
			待機児童数	0	4	3	2	1	0	10	
	下土棚	126	入所数	9	18	22	24	24	26	123	
			待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	
御所見	〈法人立〉 御所見愛児	150	入所数	8	21	24	28	29	28	138	
			待機児童数	0	1	2	1	0	0	4	
計			5,009	入所数	396	694	825	920	982	966	4,783
				待機児童数	5	125	71	55	18	3	277

## 幼稚園の現状

(H25.5.1現在)

地区名	幼稚園名		住所	定員(県)	実員	市内園児	預かり保育
片瀬	1	片瀬のぞみ幼稚園	片瀬4-3-14	70	54	54	○
	2	片瀬山幼稚園	片瀬山4-3-1	140	99	98	○
	3	湘南白百合学園幼稚園	片瀬海岸2-2-30	210	182	76	×
鵠沼	4	鵠沼幼稚園	鵠沼桜が岡3-5-20	130	158	158	○
	5	鵠沼めぐみル・テイル幼稚園	鵠沼松が岡1-1-6	70	77	77	○
	6	湘南学園幼稚園	鵠沼松が岡4-1-32	188	155	134	○
	7	聖マルコ幼稚園	鵠沼海岸7-10-20	105	110	110	○
	8	富士幼稚園	本鵠沼1-3-7	140	175	175	○
	9	みくに幼稚園	鵠沼花沢町2-5	70	65	63	○
	10	もみじ幼稚園	鵠沼桜が岡1-5-13	105	83	83	○
村岡	11	むらおか幼稚園	弥勒寺2-3-19	385	393	362	○
藤沢	12	ふじがおか幼稚園	藤が岡3-8-10	132	116	116	○
	13	ふじがおか第二幼稚園	藤が岡3-13-8	350	364	363	○
	14	聖園幼稚園	本町4-8-7	210	283	283	×
	15	わかふじ幼稚園	本町2-3-17	35	52	52	○
辻堂	16	子供の園幼稚園	辻堂東海岸1-6-18	58	88	87	×
	17	聖和学院第二幼稚園	辻堂6-18-11	280	209	127	×
	18	辻堂二葉幼稚園	辻堂元町4-13-3	270	325	320	○
	19	のぞみ幼稚園	辻堂6-18-36	520	485	312	○
明治							
善行	20	第三聖佳幼稚園	善行3-14-7	245	17	17	○
	21	藤沢いずみ幼稚園	亀井野3224	175	187	185	○
	22	藤沢芙蓉幼稚園	本藤沢5-9-9	240	257	256	○
	23	聖園マリア幼稚園	善行7-1-4	280	249	248	○
六会	24	六会幼稚園	亀井野1-10	280	207	207	○
湘南大庭	25	大庭城山幼稚園	大庭5233-1	160	42	41	×
	26	こばやし幼稚園	遠藤641-13	295	299	242	○
	27	善行森の幼稚園	石川3914-1	210	208	206	○
	28	藤沢若葉幼稚園	大庭5055-22	360	511	444	○
遠藤	29	秋葉台幼稚園	遠藤2958-3	226	269	267	○
湘南台	30	青木幼稚園	円行2-10-13	350	383	379	○
	31	湘南台幼稚園	湘南台7-11-10	194	196	196	○
	32	広田幼稚園	湘南台5-28-1	340	296	294	○
長後	33	相模幼稚園	下土棚550	350	132	130	○
	34	湘南みどりが丘幼稚園	高倉485-1	175	204	194	○
	35	つかさ幼稚園	高倉1039	160	158	151	○
御所見							
計				7,508	7,088	6,507	30

私設保育施設の現状（幼児教育施設を除く）

（H25.4.1現在）

地区	施設名			定員	年齢							一時 預り	夜間 保育	宿泊 保育	備考
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	学童	計				
片瀬															
鶴沼	1	認定	ゆめの森保育園	37	1	10	9	4	6	0	30	○	△	△	夜間・宿泊は予約すれば受け入れ
	2	認定	保育室あんふあん藤沢	49	6	24	9	2	0	0	41	○	×	×	
	3	藤沢型	ちびっこサロン藤沢	28	0	10	9	9	0	0	28	○	○	×	
	4		OHANA Kids room	20	0	6	3	0	1	0	10	○	×	×	
	5		スコレキッズスクール	59	0	6	17	11	14	0	48	○	×	×	
	6		保育所ちびっこランド藤沢園	20	0	1	2	0	0	0	3	○	×	×	
	7		キッズランド湘南	77	1	13	6	8	3	4	35	○	×	×	
	8		藤沢子育て支援ワークショップ ほっと・すぱーす	9	2	3	9	10	20	20	64	○	×	×	
村岡															
藤沢	9	認定	あいまーる保育園	32	0	8	8	4	2	0	22	○	×	×	
	10		湘南クレヨン保育園	27	0	5	4	5	4	0	18	○	×	×	
	11		キッズサポーター・湘南ぴっころ	30	0	4	9	5	8	0	26	○	×	×	
辻堂	12		きっすらんど辻堂駅前園	25	0	6	9	4	2	0	21	○	×	×	
	13		のぞみチャイルド・ケア・センター	30	0	0	27	0	0	0	27	×	×	×	
	14		保育園きっすらんど辻堂分園	16	1	12	0	0	0	0	13	○	×	×	
	15		さくらんぼの家	14	0	1	1	2	0	0	4	○	×	×	
明治	16	認定	マミー保育センター辻堂	33	0	5	10	1	2	0	18	○	○	×	
	17	藤沢型	保育所きっすらんど羽鳥園	23	0	9	6	4	0	0	19	○	×	×	
	18	藤沢型	きっすらワン 辻堂保育ルーム	40	3	21	5	4	1	0	34	○	○	×	
	19		保育所ちびっこランド辻堂園	30	0	10	3	5	5	0	23	○	×	×	
善行	20	認定	善行あにまる保育園	35	1	11	6	5	5	0	28	○	×	×	
	21	藤沢型	保育ルーム フロール	19	2	6	2	2	1	1	14	○	×	×	
六会															
湘南大庭	22	藤沢型	Kid's保育室 リトルスターズ	25	2	14	7	4	2	0	29	○	○	○	
遠藤	23	認定	たんぼぼ保育園	68	2	16	9	11	19	0	57	○	×	×	
湘南台	24	認定	ピコセントラルチャイルドケアセンター湘南台	65	2	12	15	13	15	0	57	×	×	×	
	25	認定	どれみチャイルドくらぶ	31	3	9	9	5	7	1	34	○	○	○	
	26	藤沢型	さくらんぼ保育園	20	0	10	2	2	0	0	14	○	×	×	
	27		マーマーブー・チャンプ湘南台保育室	9	1	1	1	0	0	0	3	○	○	×	
	28		保育所ちびっこランド湘南台駅前園	20	2	6	4	2	1	0	15	○	×	×	
	29		保育所きっすらんど湘南台園	38	0	6	11	0	1	0	18	○	×	×	
長後	30		Kid's GARDEN 長後こども園きらら	35	2	3	2	1	3	4	15	○	×	×	
計				964	31	248	214	123	122	30	768				

## 放課後児童クラブ 入所状況一覽

2014年4月1日

No.	クラブ名	所在地	対象学区	定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	入所児童数	待機児童数	児童数
1	どろんこ	鶴沼桜が岡3-16-9(鶴洋児童館内)	鶴洋	70	26	15	14	5	6		66		1,105
2	風の子	辻堂西海岸2-1-14(辻堂砂山児童館内)	高砂	56	21	17	13	11			62	5	539
3	杉の子	大庭8323-5	善行	70	20	19	18	10			67		497
4	竹の子	辻堂元町1-9-16	八松	70	26	24	18	7			75	1	641
5	チンチロ	大鋸2-5-18	大道	70	17	16	12	12	3		60		553
6	芝の子	羽鳥4-10-7	明治	52	13	14	6	4		1	38		1,005
7	どんぐり	片瀬5-14-4	片瀬	70	16	13	19	14	6		68		873
8	コロリン	弥勒寺1-15-16(村岡小学校敷地内)	村岡	70	15	16	13	11	6		61		412
9	浜見	辻堂西海岸2-1-14(辻堂砂山児童館内)	浜見	52	13	19	12	7			51		352
10	わんぱく	大鋸976(大鋸児童館内)	大鋸	57	24	21	12	11			68	5	671
11	つくしんぼ	善行2-25-15	大越	70	20	17	11	12	4		64		709
12	かめの子	亀井野1569-2	亀井野	62	13	12	6	4	4	3	42		563
13	うさぎ	下土棚524-1	富士見台	70	26	17	21	9			73	2	604
14	ありんこ	遠藤641-3(滝の沢小学校内)	滝の沢	70	10	10	11	5	6	2	44		698
15	ひまわり	湘南台5-28-12	湘南台	70	22	18	9	17			66		771
16	つばさ	辻堂東海岸2-6-18(辻堂児童館内)	辻堂	58	16	11	11	12	3		53		1,131
17	ちびっこ	石川646-9	駒寄	70	24	14	6	3	8	1	56		507
18	なかよし	西俣野2665-1(俣野小学校敷地内)	俣野	70	22	17	8	15	5	1	68		312
19	さくらんぼ	高倉2259-4	長後	70	19	19	13	8	5	2	66		1,020
20	かもめ	川名181-25	新林	55	11	14	5	6	2	2	40		697
21	ごしょみ	宮原3557-5	御所見	70	16	9	7	1			33		497
22	いちよう	遠藤3096-2	秋葉台	70	24	15	17	4	4		64		842
23	小羊	羽鳥4-5-28	羽鳥	70	20	15	14	20			69		689
24	めだか	白旗1-4-11	大清水	67	11	9	7	8	3	2	40		378
25	たんぼぼ	大庭5062-1(小糸小学校内)	小糸	70	9	10	4	5	6		34		292
26	たいよう	亀井野495	六会	70	28	24	17	12			81		1,241
27	よつば	鶴沼海岸4-17-31	鶴南	70	24	21	9	19			73		682
28	さわやか	本町1-9-1(藤沢小学校敷地内)	藤沢	68	21	19	12	6	4		62		545
29	ぽてんこ	本鶴沼2-4-10	鶴沼	70	29	27	14	16			86		748
30	みつばち	石川1-1-21(石川児童館内)	石川	70	26	13	8	12	5	4	68		643
31	はすいけ	鶴沼藤が谷4-16-3	鶴洋	70	21	14	10	9	5	4	63		
32	おおぞら	湘南台2-13-10	六会	70	19	20	14	17			70		
33	なかさと	宮原3557-5	中里	63	10	9	8	1	3	1	32		321
34	つばめ	川名1-8-27	新林	70	16	7	7	10	1		41		
35	はやぶさ	湘南台6-5-18	湘南台	68	19	17	12	20			68		
36	いるか	片瀬5-18-18	片瀬	70	14	21	15	16			66		
37	さくら	本町2-6-17(本町小学校内)	本町	70	22	18	10	10	2	4	66		737
38	てんとう虫	遠藤641-3(滝の沢小学校内)	滝の沢	70	20	7	8	7	5	3	50		
39	麦の子	羽鳥3-17-17	明治・羽鳥	70	23	19	9	10	2		63		
40	はばたき	辻堂東海岸2-6-18	辻堂	60	21	24	1	13			59		
41	そよかぜ	亀井野865-3	天神	70	18	13	11	5			73		529
			六会		8	6	8	4					
42	すまいる	長後707	長後	60	22	14	6	6	6	2	56		
43	神明しいのみ	鶴沼神明5-5-32	本町	40	9	9	9	4			31		
44	高谷子ども	高谷8-12	高谷	120	27	32	24	7	5		95		710
45	おひさま子ども	大庭5307-2	大庭	50	11	12	13	4	6	3	49		531
	合計			3,018	862	727	512	429	115	35	2,680	13	23,045

藤沢市子ども・子育て会議委員及び  
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会委員名簿

2014年（平成26年）5月

○委員長・副委員長（敬称略）

増田 まゆみ（東京家政大学家政学部児童学科教授）  
金井 正志郎（藤沢商工会議所 専務理事）

○委員（五十音順・敬称略）

秋田 三賀子（主任児童委員）  
浅原 重紀（株式会社コーストプラン代表取締役  
湘南居宅訪問型保育連絡協議会代表  
一般社団法人日本事業所内保育団体連合会事務局長）  
有田 留美子（子育て支援グループ ゆめこびと）  
大森 輝男（湘南地域連合 副議長）  
梶ヶ谷 充敏（公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業課長）  
國尾 雪（みくに幼稚園園長）  
小泉 修子（藤沢市立石川小学校長）  
小菅 孝（下土棚保育園園長）  
小林 伸明（公募市民）  
瀬木 葉子（一般社団法人 日本こども育成協議会理事  
サクセス子ども子育て研究所所長）  
津久井 久美子（非営利特定活動法人 幼児教室どんぐり園）  
豊田 希（公募市民）  
中田 民子（藤沢助産師会会長）  
中野 美智子（神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長）  
新實 正美（公募市民）  
星 幸乃（公募市民）

○委員（市職員・組織順）

平岩 多恵子（子ども青少年部長）  
佐藤 良子（子ども青少年部子ども青少年育成課長）  
須田 泉（子ども青少年部子ども家庭課長）  
和田 章義（子ども青少年部保育課長）  
田淵 裕子（子ども青少年部子育て給付課長）  
高橋 徹（子ども青少年部子ども健康課長）